

## 会 議 記 録

会議名称	令和4年度第1回 杉並区福祉有償運送運営協議会
日 時	令和4年8月30日(火) 午後1時31分～午後3時19分
場 所	西棟8階 第9会議室B
出席者	委員 磯、尾田、河合、清家(代理:門井)、高橋、白井、直井、長谷川、秋山、森永、山田、吉田 区側 保健福祉部長、保健福祉部管理課職員
配布資料	資料1 杉並区福祉有償運送運営協議会委員名簿(令和4年8月30日付) 資料2 杉並区福祉有償運送運営協議会設置要綱 資料3 杉並区における移動困難者の状況 資料4 登録更新団体資料 【新規】特定非営利活動法人 在宅ケア・セラビ (4-1) 【更新】特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並 (4-2) 【更新】社会福祉法人 サンフレンズ (4-3) 【更新】特定非営利活動法人 杉並ポプラの会 (4-4) 資料5 令和3年度福祉有償運送活動実績 ※下線は当日配付資料
会議次第	1 開会 保健福祉部長挨拶 委員・事務局紹介(自己紹介) 2 議題 (1)杉並区内の福祉有償運送の必要性について(事務局) ・杉並区の移動困難者の状況について 資料3 ・令和3年度福祉有償運送活動状況報告 資料5 (2)福祉有償運送事業者新規登録協議について(特定非営利活動法人在宅ケア・セラビ) ・事業者概要 資料4-1(事務局) ・補足説明・質疑応答 (3)福祉有償運送事業者登録更新協議について(特定非営利活動法人おでかけサービス杉並) ・事業者概要 資料4-2(事務局) ・補足説明・質疑応答 (4)福祉有償運送事業者登録更新協議について(社会福祉法人サンフレンズ)

	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業者概要資料 4-3(事務局)</li><li>・補足説明・質疑応答</li></ul> <p>(5)福祉有償運送事業者登録更新協議について(特定非営利活動法人ポプラの会)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業者概要資料 4-4(事務局)</li><li>・補足説明・質疑応答</li></ul>
3	その他
4	閉会

○事務局 では、お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより、令和4年度第1回福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

では、まず、資料の確認をさせていただきます。

席上に本日の次第、令和3年度福祉有償運送の活動状況がございます。事前に郵送で送付した資料が、今期の委員名簿と要綱、杉並区における移動困難者の状況、新規1団体、更新3団体の資料になります。委員名簿が差替えとなりますので、新しい名簿をお机の上に配付させていただいております。申し訳ございません、1か所訂正がございます。上から7番目の直井様「全国自動車交通労働組合」、その後に「東京地方」が入りまして、「連合会書記長」となります。大変失礼いたしました。

それから、席上に、こちらは福祉有償運送団体が自主的に作っております杉並区の移動サービスのリーフレットをお配りさせていただいております。これは全団体が載っているわけではなく、施設型ではなく、地域型の移送サービスの団体の一覧が載っているものがございます。

では、資料は大丈夫でしょうか。

それでは、本日、委員の皆様全員ご出席いただき、定足数は足りておりますので、本会は成立しております。

それでは、開会に当たりまして、保健福祉部長の喜多川より、一言ご挨拶申し上げます。  
○保健福祉部長 皆様、こんにちは。保健福祉部長の喜多川と申します。当職は、令和3年の4月から保健福祉部長を務めているところでございます。ご案内のように、コロナ禍の影響によりまして、この協議会につきましても書面開催ということが続いておったわけですが、今回は対面での開催ということでお願いをいたしましたところ、皆様お集まりを頂きまして、誠にありがとうございます。

改めて申し上げますと、本協議会は、平成17年、2005年に設置されまして、各方面からお集まりを頂きました委員の皆様のご理解とご協力によりまして、杉並区における福祉有償運送事業は円滑に運営されていると認識しているところでございます。

ただ、新型コロナの感染の終息が見通せない中、こうした事業の展開にも様々な影響が出てくる可能性があるかと思いますが、引き続き皆様からのお力添えいただきながら、高齢者、そして障害者の日常生活、社会参加を支援する事業の一つとして、引き続き充実した取組となりますようお願いしているところでございます。

本日は、今、新規登録の1団体、更新が3団体の協議を皆様をお願いするところでござい

ます。どうぞ、本日もよろしく願いいたします。

○事務局 部長はこの後、所用がございますので、退席させていただきます。

( 公務のため、保健福祉部長退室 )

○事務局 国土交通省の委員の方や団体の方も代わられております。それから、以前委員だった方も、所属が変更になっていたりということがございます。初めて参加いただく委員の方もいらっしゃいますので、一言ずつ、自己紹介という形でお願いしたいと思います。

○委員 私は、都市整備部の交通施策担当課長の尾田と申します。昨年の4月から担っていきまして、今期2年目になります。当課のほうでも、今、地域公共交通計画という計画を策定中でありまして、この福祉有償と今後連携を図っていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○委員 障害者施策課長の山田と申します。よろしく願いします。私も、部長と同じく、令和3年4月から障害者施策課長を務めております。障害者の方は、この福祉有償運送に関しましては、大変日頃からお世話になっておりますので、今日も皆様のご意見を聞きながら進めていけたらなと思っております。よろしく願いいたします。

○委員 こんにちは。高齢者施策課長の河合と申します。2年前のとき、障害者施策課長の立場で参加させていただいておりました。今年度から高齢者施策課長ということでやらせていただいております。高齢者も、全国、区内に限らず、年々増えている状況でして、やはりコロナがありますけれど、やはり移動というところは課題と考えております。またこの場でいろいろご意見等を伺いながら、施策等が進められればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○委員 居宅介護支援事業所青い鳥の森永と申します。主任ケアマネージャーをさせていただいております。要介護認定が下りている方々は、やはり受診等、移動で大変お世話になるサービスだと思っております。よろしく願いいたします。

○委員 東京運輸支局輸送担当をしております門井と申します。よろしく願いします。今日は、委員は清家ですけれども、代理で参りました。

今日、委員の中に交通政策部門さんが入られていて、国土交通省の政策としては、人口減少等、いろいろな課題がある中で、こういった交通政策部門と福祉有償運送部門とで、協力し合って地域の交通を考えていくということが理想的な形の一つとしておりまして、今後、政策の観点とか、いろいろな制度の観点から、少しでもお力になればと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員 区役所で保健福祉部管理課長をしております、白井と申します。私、この職、4年目になります。また、長谷川先生から、副会長の職も命じられております。今後も区内における福祉有償運送がよりよい取組となるように、忌憚のないご意見を頂ければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○会長 協議会の会長をさせていただいております、宇都宮大学共同教育学部の長谷川と申します。こちらの福祉有償運送に関わるようになってから、かなりもう長くなって、何年とか思い出せないぐらいですけれども、杉並区は都内でも団体の数が多い中、大きな事故もなくやってこられているのは、委員の皆様、また団体の皆様が区民の足を守ること、いろいろご議論いただいたり、活動していただいているおかげだなと思っております。

書面が多くて、何か久しぶりだということだったんですけど、私は区役所には、何度も伺っているので、久しぶりな感じがしておりませんでした。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

○委員 皆さん、初めまして。杉並交通の吉田と申します。今回、初めて出席となりましたが、地域に根差したサービスをモットーに、今、ハイヤー、タクシー、福祉も含めて、事業運営をしております。非常にコロナ禍で厳しい状況ではありますが、皆様と一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員 地元タクシー事業者、キャピタルオートの磯と申します。継続的に参加させていただいております。

手前みそになりますけれども、弊社でもジャパントクシーの導入がおおよそ8割という形になりまして、かなり比率が高くなってきたなということで、いろんな方にユニバーサルデザインのタクシーをご利用いただければというふうに思っております。引き続き、またよろしく願いいたします。

○委員 皆さん、こんにちは。先ほどの、ご訂正いただきました、ちょっと長いんですけども、全国自動車交通労働組合東京地方連合会で書記長をしている直井と申します。略称全自交東京地連というふうに皆さんお呼びになっているんですけども、これ、タクシーの労働組合になります。ということで、また、引き続き委員としてやりますので、よろしく願いいたします。

○委員 特定非営利活動法人おでかけサービス杉並の理事長になりました、秋山です。今年の総会で、前期、ずっと17年務めてまいりました樋口蓉子が退任いたしましたので、そ

れに代わりまして、私とあと副理事長3人という体制で、新しい体制をスタートしております。

私自身は2007年からの杉並区外出支援相談センターの事務局長やセンター長ということで、そちらのほうも兼務して務めております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員 こんにちは。杉並区身体障害者協会の会長の高橋です。今まで20年間は障害者団体連合会長でしたけれど、今年から降りましたので、この委員も、そのうち替わってくるかもしれません。

私の中で変わったことといえば、今まで自分は車で運転して、車椅子を出し入れしていたんですけど、駐車場が見つからないんですよ。今、いろんなところで探しているんですけど。そうすると、9月いっぱいぐらいはタイムズみたいな駐車場で過ごすけど、その間に見つからなければ車を放棄かもしれません。福祉有償運送を含めて、ほかの人の車に頼る形になると思うので、今度はユーザーとしての発言もできるかなとは思っています。

○事務局 皆様、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題につきましては、長谷川先生のほうに議事をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございます。では、ここから私が議長として進めさせていただきます。

本日は、今年度第1回の開催ですので、杉並区の福祉有償運送の必要性について、資料を確認していきたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 担当しております秋竹と申します。よろしくお願いいたします。

では、資料3の説明をさせていただきます。こちらは、令和3年度の移動困難者の状況をまとめたものです。

こちらにつきまして、1番、移動困難者数の推計、こちらは要介護認定及び障害認定を基に推計を行いました。移動困難者の推計値は3万4,249人です。平成31年から徐々に増加をしております。特に、福祉車両を必要とする人、こちらについては大きく増加しております。セダン車の推計値は横ばいですが、福祉車両を必要とする人の人数は増加しております。

裏面に移りまして、移動サービスの供給量の推計の表がございます。こちら、上から福祉車両を中心とした個別輸送につきましては14%、福祉有償運送につきましては14.3%、福祉タクシー券による輸送サービスについては71.7%となっております。供給量の約7割が福

社タクシー券利用が占めておりまして、残り3割を個別輸送と福祉有償運送が担っている状況になります。

総供給量は、コロナウイルスの影響を受けまして、令和2年度は大きく減少しており、令和3年度につきましては増加しておりますので、令和3年度、少し回復が見られるかなという状況でございます。

続きまして、3番、移動サービスの年間利用数の推計です。こちら回数につきましては、年間5.3回となっております。1回の外出、通常、往復の利用が見込まれるので、年間二、三回利用されていると分かります。

続きまして、移動困難者数の人数ですけれども、平成30年から見ると移動困難者数は増加をしております。それに比べて、供給量は減少している状況にあります。ですので、民間タクシー事業や介護事業者と合わせて福祉有償運送のサービス供給量をさらに充実する必要があると思われれます。

資料3については、以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、何か質問やご意見はございますか。

特によろしいでしょうか。資料はないと思うんですけど、確かに、令和2年、3年と、この数は減っているんですけども、印象としては思っていたほどには減っていないというか、恐らく公共交通を使つての移動とかは控えられたと思うんですけども、こういった個別の輸送、個別に移動する部分については、やはり必要なものとして、例えば、半分になったとか、そういうことではないので、令和2年の状況を考えると、やはり、ここに挙がっているような個別の移動を可能にする手段というのは、高齢者、障害者にとって、とても大事なもののかな、ほかのデータがないので推測にすぎないんですけども、そう思いました。不要不急の外出をするなという中でも、やはり必要とされている部分なんだなというふうに、ちょっと印象ですけども思いました。

ほかにはいかがでしょうか。

( なし )

○会長 引き続きまして、資料の5の説明をお願いできますでしょうか。

○事務局 資料5をお出してください。

資料5につきましては、杉並区における福祉有償運送8団体の令和3年度における活動状況をまとめたものです。利用会員状況、運転協力員の状況、活動実績については、記載の

とおりになります。特に、運送回数について、やはりコロナウイルスの影響を受けておりまして、先ほどの資料3には少し記載があるんですけども、平成31年が3万313回、令和2年が2万2,819回、令和3年が2万6,113回となっております。

先ほど少しお話ししましたけれども、令和2年度、減少しておりますけれども、令和3年度につきましては、平成31年ほどではありませんけれども、少し回復傾向にあるのかなという状況です。

資料5については以上です。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの福祉有償運送活動状況についての説明で、何かご質問、ご意見、ございますでしょうか。

はい。お願いします。

○委員 すみません。こちらの資料5のほうで、地域型と施設型ということで分かれています。この定義をお伺いしてもよろしいですか。

○事務局 施設型につきましては、施設の方を対象に、病院などに送迎している形になります。地域型につきましては、年間登録して、その都度予約をして、送迎する形になります。地域型は一般区民の方を対象としております。

○事務局 法人で1か所だけ、地域型と施設型が混合しているのが、杉樹会です、アスタリスクがついていると思うんですが、そこだけが地域型と施設型が混合しているところになります。

○委員 地域型も福祉有償運送ということによろしかったですか。

○事務局 そうです。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 すみません。資料3の裏面、3の最後に、今後の移動困難者の増加とかサービス供給量の関係から、「サービス供給をさらに充実させることが求められる」。記載のとおりだと思うんですけど、やはり、その中でやっぱり根幹的に公共交通もそうなんですけど、担い手の不足というところが課題としてあるのかなと思っています。

実際、充実させるに当たって、その担い手の不足という課題を、まあ、こういった協議会とかを踏まえて今後どういう方向性で検討できるのかなというところを、もしお考えがあれば、委員の方々からお話を伺えればなと思っています。

○会長 秋山委員、今日はおでかけサービスで参加ですけれども、センターの様子など、もしお話しただければと思うんですが。

○委員 はい。杉並区外出支援相談センターは区の相談センターでして初めて利用される時など、移動サービスの選び方がわからないとお困りの方の相談窓口になっております。

今の担い手不足ということで言うと、これらの団体で3か月に一度、連絡会を開いておりました、そこでそれぞれの課題を共有しているわけですけれども、地域大学というのがこの区にはありまして、ほかの区では、行政で福祉有償の講習会をやったところはないんですけれども、杉並区では古くからそちらを実施していただいている、そこから運行員が各団体に登録する流れというのができているところです。ただ、昨今の雇用が、高齢者になっても働き続ける、年金の受給額、受給年齢などの変化がありましたので、以前のように定年になり、65になったら地域に戻ろうと、そういうふうな意識で皆さん動いていらしたところが、もう少しお仕事されるという方たちはやはり増えております。この辺はアピールをして、ほかの行政ですと、介護保険のお知らせと一緒に福祉有償の担い手の募集のチラシを入れたり、地域で活躍する道をお示しするところとかがあるそうなので、そんなことをしていただいて、広く募っていただけるとありがたいなというふうに思っております。

○会長 ありがとうございます。

○委員 ちょっと質問していいですか。

○会長 はい。

○委員 タクシー業界とか何かの、人材供給を増やしていくとなると、賃金とか、そういう労働条件の問題が関係すると思うんですけども、その辺は、今、やっぱりこういう状況の中でどうなんですか。全自交の人に聞くのがいいのかなと思うんですけど。

○委員 タクシーさんのほうも、各地で、今、普通の鉄道やバスもそうですけど、賃料とか運賃上げというところでは盛んに議論されているところだと思うんですけど、そこで、担い手の件も踏まえてカバーしていこうという流れになるんでしょうか。

○委員 組合はどうなんですか。

○委員 永遠のテーマ的なところだと思いますので、常に充足したということはございませんよね。

○委員 ちょっと継続的に人手不足というのがあります。ただ、少しコロナの状況でというのがあり、会社によって差はあるものの、非常に供給が減ってしまっているんで、1台

当たりの売上というのは逆に上がってきているので、そういう条件が上がってきたことによって、また担い手というのが、新たに入ってきていただけるといいなというところと、今お話にあったように、一応、予定ではありますけど、今年、運賃改定15年ぶりにある予定ということがありますので、そこで労働条件をさらにアップさせて、いい人材がたくさん入ってくるようなところと、我々の教育と、いろんな車両の導入で、多くの方にユニバーサルという形で使っていただけるようにとは考えています。

○会長 ありがとうございます。

○委員 私は、身体障害者で、特に車椅子の人は、今、UDタクシーというふうに言われているけど、なかなか利用できない現実があるかな。よっぽど広いところとか、ステーションみたいなところだったら、そこで車椅子、後ろからスロープを引き出してという時間帯を持てるだろうけれども、普通の道路を、交差しているような道路だと、そこでタクシーを停めて、後ろの車にずっと停まってもらって、5分とか10分とか、車椅子が乗り込むための方法を、時間と手間を、タクシー運転手に掛けるのもかわいそうだし、自分も後ろの車からブツブツとやられたら嫌だなというふうに思うと、なかなか、UDタクシーと書いてあっても、それを利用できない人が多いと思います。

○委員 今、普及が進んでいる、JPN、ジャパntaxiという車両がそれだと思うんですけども、車椅子を乗せるためのすごく設置が時間かかるのと、場所が必要なんですよ。

○委員 そうだね。片側しか、駄目だもんね。

○委員 そう。やっぱり利用される方にとってはネックがあるのかなとは思いますが。

○委員 あれはね、なかなか難しいところだね。

○会長 今までのセダン型だと乗り降りが大変な高齢者とかには優しいタクシーになっているのかなという。言い方が悪いんですけども、ちょっとまだ過渡期的なところなのかなという。あと、子連れの方とかはとても乗りやすくなったということですけど、スロープを出してというのは大変で、特に、東京だと流しが、流しているからいいでしょうと言われても、どこでもこう停まって乗り降りできるかといったら、できないですよ。運転手さんの判断でここならというところまで行っちゃうと、待っている方が追いつかなかつたりとか。

○委員 UDタクシーは思ったよりは普及していないのかなというふうに思います。

○会長 分かりました。

○委員 需要は増えているんだよね。供給が間に合わない。

○会長 ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

( なし )

○会長 そうでしたら、(1)の福祉有償運送の必要性については、皆様と確認できたということにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、1件、新規登録と、今日は更新が3件ということで、まず新規登録協議について、特定非営利活動法人NPOケア杉並の方にオブザーバーで入っていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

( 在宅ケア・セラビ関係者入室 )

○在宅ケア・セラビ お願いします。

○会長 事務局のほうから最初に、団体要件確認票等に沿ってご説明いただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○事務局 はい。では、お手元に資料4-1をご用意ください。こちら新規登録団体になります。

団体名、福祉有償運送として活動するときの名称が、NPOケア杉並です。所在地は方南です。

代表者は川島昭正さんです。登録会員数、令和4年6月30日現在、44人です。使用車両については、福祉車両、こちら1台は団体車でございます。

運転者、運転協力員の人数は、2名です。なお、車検証、運転者の資格、損害賠償措置については、事務局のほうで資料で確認しております。

では、登録会員の身体状況ごとの内訳についてご説明いたしますので、資料Fをご覧ください。資料F、こちらについては、登録会員数の身体状況等、態様ごとの会員数、内訳が記載されております。先ほど会員数44人と申し上げましたけれども、内訳については要介護認定者と要支援者が会員となっております。

続きまして、料金についてご説明いたします。料金表ですので、資料Iをご覧ください。資料I、料金表になります。初乗り料金1キロメートルまで210円、加算料金は1キロメートルごとに170円となっております。その他の料金については、記載のとおりです。

事務局からは以上になります。

○会長 確認なんですけれど、団体名は在宅ケア・セラビですよ。

○在宅ケア・セラビ 団体名じゃなくて——いいですか。法人名が在宅ケア・セラビで、

事業所名がNPOケア杉並です。

○会長 ここは、在宅ケア・セラビを団体名に入れる、事業所というか、サービス名ということですね、NPOケア杉並。

○在宅ケア・セラビ 今、訪問介護と居宅をやっているんですが、そのサービス名。まあ、事業所名って、通常、介護保険の中で言われているんですけどもね。それ、いろんな団体で、事業者名は明記する。団体をそのまま事業者名にしている会社もありますけども、そうじゃない会社もあるんですね。

○会長 あくまで、ごめんなさい、違ったらあれなんですけど、運送主体はNPO法人なので、ここはNPO法人の名前で出していただくんじゃないかなと。例えば、分からないですけど、サンフレンズの移動サービスということですね。例えばですけど、本当にそういう名前かどうか分からないんですけど、覚えているのだと、ポプラの会の移動サービス。在宅ケア・セラビのNPOケア杉並。これだと、特定非営利活動法人NPOケア杉並という法人があることになってしまうので。

○委員 同じところを思いまして。

○会長 そうですね。

○事務局 すみません。会長。これ、資料4-1のNo.1の団体名が違っているということでしょうか。

○会長 はい。

○事務局 ここが法人名でなければならないということですね。

○会長 はい。

○事務局 はい、分かりました。それはこちらのほうで修正させていただきます。

○会長 はい。

○事務局 失礼いたしました。

○委員 あと、料金表のところも、団体名がNPOケア杉並で入っていますので、そこもセラビで。

○委員 会長、ちょっといいですか。

○会長 はい。

○委員 たしか、区内の福祉有償運送で、団体名と事業所名、事業所名というかこの有償運送の業者名が異なっているものが、もう一つあったよね。

○事務局 アンサンブルさんがそうでした。

○委員 それはどういうふうに出していますか。

○事務局 アンサンブルさんの場合には、多分この団体が法人名になっていたと思います。こちらのほかの資料については、みんな団体名は事業所の実際の名前、ですから、アンサンブルならアンサンブルで記載されていたと思います。

○委員 この料金表だけは別に、ほかのところはケア・セラビで作っていただいているんですけど、料金表だけは団体名がこちらになって。統一していただければと思いました。

○委員 ほかの質問をいいですか。この4-1を見ていると、車両が1台、福祉車両1台で、登録会員が44人というバランス。1台で44人を、もちろん、当然すぐに一遍に運べるのは難しいんだけど、その辺の、会員が44人いたら、できれば複数台数があるというのが普通に考えられるけど、1台しかなくても大丈夫なんですか。

○在宅ケア・セラビ 一応、会員の中で、直近でこれから利用されるという方は、まだ一桁台でして、うちの介護サービスを提供していらっしゃる方が会員になってもらいます。

○委員 全員、会員になってもらう。

○在宅ケア・セラビ はい。なっただくという形です。

○委員 何かあったときの対応は。

○在宅ケア・セラビ すぐできるような形ですね。

○委員 ここで引き受けるよというような。

○在宅ケア・セラビ そうです。今の介護サービスの延長上に利用していただくという形を最初念頭に置いておりましたので、うちの介護サービスを提供させていただいている利用者様が会員に。

○委員 会員、身体状況等を見ると、多分このままだと年寄りだけで、特に何か障害があるというふうには書いていないから、今の段階ではいいけれども、やっぱり将来的に車をできれば増やしてもらえるといいかなと私は思います。

○在宅ケア・セラビ はい。

○委員 質問、いいでしょうか。

○会長 はい。どうぞ。

○委員 今、会員になっていらっしゃる方は、ほかの活動もされている中の登録されている会員さんというふうにご説明かなと思ったんですけど、施設を使う方以外のところで、例えば、その施設には通わないんだけど、あるいは別の施設を使っているんだけど、私はこのサービスが使いたいというときは、会員になれば、それはお使いいただけ

るということによろしいのでしょうか。

○在宅ケア・セラビ はい。大丈夫です。

○委員 はい。

○会長 いいですか。はい。

ほかにはいかがでしょうか。

はい。お願いします。

○委員 2枚目のAのページのところで、項目の3番の運送の区域についてなんですけども、こちらの区域は杉並区内ということによろしかったですかね。

○在宅ケア・セラビ はい。一応、病院が杉並区以外、三鷹だとか田無だとかという方もいらっしゃるしまして、そのような場合、非常に少ないんですけども、基本的には杉並区の中でご利用を、一応目的、それを杉並区の中の施設とかで行かれるということが一応、ほとんどの方で、利用者。ただ、東京都全域としたのは、この1名の方が、例えば田無とか三鷹とか、ちょっと病院に、まあ、数か月に1回、可能性がある方がいらっしゃいます。で、そのような方のためで、東京都全域までと、これは広げて書かせていただいております。で、メインとなる利用は、2キロ、3キロ、まあ、5キロ圏内、この杉並区内を中心に利用される方がほとんどでいらっしゃいます。

○委員 そうすると、杉並区が発地、着地どちらにも該当しない運送が出てくる可能性があるということですか。

○在宅ケア・セラビ 必ず杉並、利用者全員杉並区在住でいらっしゃいますので、出発は必ず杉並区がほとんどだと思います。

○委員 そうすると、その設定した区域の出発か到着どちらかが杉並区内であれば、杉並区を区域として設定してあれば、発着どちらかが杉並区内であればオーケーなので。

○在宅ケア・セラビ そうですね。そういう形でございます。

○事務局 備考に書いてありますよね。

○委員 区域の設定は、杉並区内となりますね。

○在宅ケア・セラビ 分かりました。

○委員 なので、申請いただく際は、杉並区内と申請いただく形になりますが、よろしいですかね。

○在宅ケア・セラビ はい、分かりました。ありがとうございました。

○委員 あと、運行管理の改正についてお伺いしたいのですが、ページでいくと、Hのペ

ーJとKのページですね。Hのページを確認いたしますと、運転手さん二人いらっしゃって、そのうちの1番の方が運行管理の責任者とする予定ということで、そうすると、点呼を取るときに、出庫前と帰庫時の点呼ですね。自分で自分の点呼というのはもちろんできないので、もし1番の方が運転する場合は代わりの方が点呼を取っていただいてという体制を必ず取っていただく形になりますので、ご了承ください。

○在宅ケア・セラビ はい、分かりました。

○委員 あと、すみません。料金表について確認してもよろしいですか。

○在宅ケア・セラビ はい。

○委員 Iのページですね。その他料金、2番のその他料金のところで、迎車回送料金が300円と設定いただいているんですけども、これ、1回300円ということではよろしかったですか。

○在宅ケア・セラビ はい、そうです。

○委員 はい、分かりました。利用者さんに周知する際には、1回300円という形で周知いただけると分かりやすいかなと思います。

○在宅ケア・セラビ はい。契約で書いていただくところに必ず記載します。

○委員 はい。ありがとうございます。

それと、複数乗車も設定があるのですが、杉並区内の団体さん、結構、複数乗車の設定をされているんですかね。その横並びというか、それで設定があるのかなと思うんですが、これも発生する、複数乗車発生する可能性があるというところで設定をされているという認識でいいですかね。

○在宅ケア・セラビ 今ご指摘のように車が1台でして、車椅子は1台しか乗れなくて、運転席と助手席しか空きがないので、一応、今の車では複数乗車はちょっと不可能なんですけれども、次の車を追加するとき、別の車、複数乗車が可能な車も予定していますので、それで、一応入れさせていただきます。

○委員 分かりました。

以上です。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

料金表で確認なんですけど、乗降介助料が1人当たり200円となっているんですけど、これは、この1人というのは、介助……

○在宅ケア・セラビ はい。利用者様1人。

○会長 そうすると乗るときと降りるとき2回という。2回じゃなくて、乗り降りで200円ということですか。

○在宅ケア・セラビ 例えば、行きで乗り降り、それで1回です。

○会長 分かりました。1トリップごとということですよ。

○在宅ケア・セラビ そうです。1トリップでやっています。はい。

○会長 分かりました。

○在宅ケア・セラビ ただ、もしかすると、1トリップの中に2回途中で寄られるとかという可能性もあるかなとは思いますが、その場合は、1トリップじゃなくて、やはり1回の乗り降りに関してを1回とカウントさせていただこうとは思っております。ただ、その契約のときに、契約書にそこは書いていませんでしたので、はっきり記載するようになりたいと思います。はい。ありがとうございました。

○会長 分かりました。

ほかにはいかがでしょうか。

○委員 今のお話で、1トリップに複数箇所というときに、それぞれ乗降介助料という話がありましたけども、ちょっと今さらながらですけど、迎車の料金はその場合、例えば往復とか、多分病院とかでなると思うんですけど、その場合はどういう形になりますか。

○在宅ケア・セラビ 往復で一度、例えば病院で降ろして、時間があるので1回戻って、で、次という形のときにも迎車を取るのかということですか。

○委員 そうですね。

○在宅ケア・セラビ いや、それは取らないです。

○委員 取らない。

○在宅ケア・セラビ はい。

○委員 分かりました。

○会長 今のだと、例えば、家から病院で1トリップですよ。

○在宅ケア・セラビ はい。

○会長 そこで1回終わりで、お迎えはまた、別のトリップになりますよね。

○在宅ケア・セラビ あ、1回行って、待機せずに1回戻ったという場合ですね。

○会長 はい。待機は待機料を取るから。

○在宅ケア・セラビ 待機は基本的にその場所で待機する、別の場所に戻って、例えば事務所の駐車場に戻ってという待機じゃなくて、その場所で待つということですか。先ほど

言われたように、一度戻って、もう一回行くんだったら、そこが1トリップになるんで、そこが迎車じゃないかというような話ですよ。

○委員 そうですね。

○在宅ケア・セラビ そこは今考えていなくて、確かに1トリップごとにすると、どこでも迎車を発生させるほうがいいとなるんですけども、ここで迎車が600円も出てしまうと、多分運賃で2キロメートルとかが380円で迎車だけが600円という、迎車だけで倍ぐらいになってしまうので、最初は考えなかったんです。トリップごとにやると、迎車料金だけ、ちょっとそこで必ず2回分乗ってしまうと、一番いい、多分2キロメートルとかその辺ぐらいで回るとなると、運賃の場合が迎車料になってしまうのは、果たしてちょっとバランスがいいのかなと、それはちょっと考えました。一応、先ほど言ったように、とにかくその人のサービスで送ったら1回と考えたほうが一番分かりやすいんじゃないかなと、そう思いました。

○委員 需要、ご利用が、大体、区内の近距離みたいな方が多いという形なんですか。

○在宅ケア・セラビ はい、通院、買物、あと理美容とかもあるんですけども、そういう施設に行くとなると、やっぱりほとんど近場ですね。半径二、三キロにほとんど点在しているという感じになります。

○会長 分かりました。

○在宅ケア・セラビ ただ、先ほど言われたように、例えば、病院が5キロ、警察病院が5キロとか、あとは東京医大、東京医科歯科大までということのお迎えになったときは、先ほどの運賃との関係で、そのときは利用者さんとの契約料を取ったほうがいいのかなとは思っているんですけども、それを、線引きをどのようにするかというのがはっきりしないので、今のところはそのような場合も取らないということを前提でやっていこうとは思っています。

○会長 そうですよ。何か待機中の駐車料金が発生するかとか、いろいろなケースが出てくるかと思しますので。

○在宅ケア・セラビ そうですね。

○会長 新規ということですので、これから始めるに当たっての利用者さんへの説明などで混乱がないように、よろしくをお願いします。

○在宅ケア・セラビ はい、分かりました。

○委員 ご利用の実績によって広がっていくと、例えば、長距離が出たりするかもしれま

せん。

○在宅ケア・セラビ 出てくるかと思えます。

○委員 いろいろ出てくるかと思うんで、また、次回のときまでに、その辺の状況とかもお知らせいただけるとありがたいなと思えます。

○在宅ケア・セラビ その料金体系を変更するという場合の手続と、事前の手続になるのか、事後的な手続はどのようなことがありますか。

○委員 料金につきましては、まず協議会に諮らなければいけないので、協議会に諮っていただきます。

○会長 はい。今までだと、やっぱり、ちょっと改定が必要かもという辺りで一度ご相談いただいたりとか、そんな形で進めていただいていることが多いようです。

○在宅ケア・セラビ 分かりました。

○会長 ほかにはいかがでしょうか。

○委員 後で質問しようと思っていたんですけど、先ほどもあったように、運賃改定がタクシーの場合は今年予定されているということで、今、今回、協議会があって、直後に改定があるということなので、今後、例えばそれで、今の改定、福祉有償さんの改定というのが招集されるということは、予定としてはあるんですかね。どうでしょう。

○委員 今のところ、そのような話は全く出ていないんですね。タクシーの2分の1というものもあくまでも目安というところですので。

○委員 おおむね。そうですね。

○会長 タクシーって、また安くなるんですか。高くなるんですか。

○委員 値上げです。

○委員 15年間、全く改定していなかったもので、今までそんなところはなかったんですけど、今回かなり久しぶりの改定なので、どういう取扱いに今後なるのかというところがですね。

○委員 例えば改定が必要じゃないかというご意見がある場合には、事務局さんと相談した上で協議会をそのために開催するというのも一つの手です。

○会長 趣旨から言うと、タクシー運賃というのは、あくまで目安として使っているだけで、おおむね半額ぐらいだったら、より利用しやすい移動手段と言えるんじゃないかという、一つ、目安かなと思えます。

○委員 国も、福祉有償運送運営協議会が自治体にある場合は、自治体の協議会の意向を

尊重するという事になっていきますよね。

○委員 はい、そうです。そのとおりです。

○委員 だから1,000円が5,000円だ、1万円だとなれば、国だって黙ってられないだろうけど、そうしたらそのときは自治体だって、ちゃんと調整するだろうから。

○委員 今の件は、できたら最後のその他の議題のところで、話をさせていただけたらと思います。

○会長 はい、分かりました。それでは、ただいまご議論いただきましたNPO法人在宅ケア・セラビの新規登録につきまして、特に反対がないようでしたら、協議調ったということにさせていただきたいと思います。

( 了承 )

○会長 引き続きまして、更新協議、おでかけサービス杉並で、秋山委員は理事長ということですので、委員としてではなく、団体として参加していただければと思います。よろしくをお願いします。

資料の4-2ですね。事務局のから申請内容についてご説明をお願いします。

○事務局 では、資料4-2をご覧ください。6月30日現在の状況で資料を作成していただいておりますので、理事長名が樋口蓉子さんになっておりますけども、先ほどお話がありましたとおり、8月1日から秋山さんに替わられておりますので、ご了承いただければと思います。

団体名、おでかけサービス杉並。所在地、荻窪です。代表者名が秋山糸織さんです。登録会員数、6月30日現在、273人になっております。

使用車両、福祉車両につきまして、5台の内訳は団体車が2台、持込車が3台です。セダン型の車両13台は、全て持込車両です。

運転者、運転協力員の人数が22人。そのうち、2種免許所持者が3人です。

なお、車両運転者賠償措置については、事務局のほうで資料を確認しております。

先ほどと同様、資料Fをご覧ください。身体状況と態様ごとの会員数です。こちらは記載のとおりになっております。

続きまして、資料のIをご覧ください。料金表です。初乗り料金1キロまで205円、加算料金については、1キロごとに171円となっております。その他の料金については、記載のとおりです。

事務局からは以上です。

○会長 ありがとうございます。

団体から何か補足して説明することはございますでしょうか。

○おでかけサービス杉並 今、秋竹さんからご説明があったとおりでございます。特に付け加えることはありません。

○会長 はい、分かりました。内容とか、前回から比べて変更したところはないということですね。

○おでかけサービス杉並 そうですね、特にありません。

○会長 はい、分かりました。ありがとうございます。

それでは、今ご説明いただきましたおでかけサービス杉並さんの内容につきまして、ご質問、ご意見ありましたら出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員 代表者さんが替わられているので、全部事項証明書ですとか、Eの宣誓書ですね、あとは表紙の部分の差し替えが生じますので、更新申請いただく際は、代表者さんが関連するところの差し替えをお願いいたします。

○おでかけサービス杉並 はい、了解しております。

○委員 もし差し替えに対応しているのであれば、今日の資料もできれば差し替え後のもので頂ければと思いますので、今後ご検討いただければと思います。

それと、料金表の質問なのですが、こちらの、その他料金の迎車回送は1回315円でよろしかったですかね。

○おでかけサービス杉並 1回315円です。

○委員 分かりました。

あと、その下の乗降介助料と軽介助料と、今日、協議対象となっている団体さん全て設定がされているようなんですけども、この乗降介助料と軽介助料の違いをお伺いしてもよろしいですか。

○おでかけサービス杉並 乗降介助料というのは、基本料金に入っている、乗り降りのときの見守りといったことも含めての介助料ですが、軽介助料というのは、車から離れて介助をしたりする場合の料金になります。

○委員 承知いたしました。ありがとうございます。

それと、こちらの点呼の関係でちょっと確認なんですけれども、運行管理の責任者の方が野口様ということで、運転者の名簿にもいらっしゃるんですけども、野口様が運転する際は、ほかの方に点呼を取っていただいているという体制を取っていますかね。

○おでかけサービス杉並 はい。

○委員 分かりました。出庫前と帰庫時も必ず点呼を取っていますか。

○おでかけサービス杉並 どちらかです。

○委員 どちらも必要になるんですね。出庫前に、基本的には対面で点呼、やむを得ない場合は、電話でも認められているんですけども、それで取っていただいて、必ず戻ってきたときも点呼を取ってください。

○おでかけサービス杉並 分かりました。対処します。

○委員 あとは、一番最後のNのページ、活動実績のところ、利用会員の情報という一番上の項目の登録会員数で、杉並区民とそれ以外ということで分けていただいているんですけども、それ以外の方というのは。

○おでかけサービス杉並 はい、近隣ですね。隣接しているところですね。

○委員 発着どちらか、必ず杉並区内となるような運送でよろしかったですか。

○おでかけサービス杉並 はい。

○委員 ありがとうございます。

確認、以上になります。

○会長 はい。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○委員 素朴な疑問ですけど、料金のところって、結構1円刻みでやられているかと思うんですけど、何か収受でいろいろ工夫されているのかもしれませんが、これ、大変じゃないかなと思ったんですけども。

○おでかけサービス杉並 大変なんですけれども、うちの場合、月ごとにまとめて請求させていただきますので、その都度ではないので、大丈夫です。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 はい。

ほかにはいかがでしょうか。

時代はキャッシュレスになってますしね。

○おでかけサービス杉並 対応していただけるかどうか分かりませんが。

○会長 ほかによろしいでしょうか。

( なし )

○会長 ないようでしたら、特定非営利活動法人おでかけサービス杉並の登録更新協議に

ついて、協議調ったということにさせていただきたいと思います。引き続き、どうぞよろしくをお願いします。

○おでかけサービス杉並 ありがとうございます。

○会長 それでは、秋山委員は戻っていただいて、次ですね、社会福祉法人サンフレンズの更新協議に移りたいと思います。

○サンフレンズ よろしく願いいたします。

○会長 よろしくをお願いします。

それでは、資料4-3について、事務局からご説明をよろしくをお願いします。

○事務局 資料4-3をご覧ください。

団体名、社会福祉法人サンフレンズ。所在地は上井草です。代表者は記載のとおりです。

登録会員数は、8月1日現在30人です。福祉車両について、5台は全て団体車になっております。運転協力員は5人です。

なお、車検証、運転者の資格、損害賠償措置については、事務局で資料を確認しております。

登録会員の身体状況等の会員数については、資料Fをご覧ください。身体状況等についての内訳は、記載のとおりになります。

こちら、実人員は30名なんですけども、こちら記載は、延べとして合計35人ということになっております。

料金表につきましては、資料のIをご覧ください。初乗り料金につきましては、1キロ未満は200円、その他1キロごとに170円の追加となります。

事務局からは以上です。

○会長 ありがとうございます。

団体から何か補足して説明することなどありましたら、お願いします。

○サンフレンズ この資料の範囲に関しては、特別、不足しているということはないです。

○会長 こちらは利用者は、施設利用者の方に限定してますか。

○サンフレンズ そうですね。はい。

○会長 分かりました。

それでは、ただいまご説明いただきましたサンフレンズにつきまして、ご質問、ご意見ありましたら、出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

はい、お願いします。

○委員 施設型の方となかなかお目にかからないので、ちょっと実際のところを教えてください。ただきたいんですけども、この利用者の方たちがお出かけになる先とか用途は、アクティビティで行くのか、あとは自分のところで自分のお家に帰りたいとか、どういうふうな内容のことが多いのですか。

○サンフレンズ 今おっしゃっていただいた、少し、ちょっと家族で出かけたいとか、気分転換とか、あと病院に行きたいというのがありますし、家に帰りたいというのもありますし、買物に行きたいとか、そういう一般的な生活の延長というような利用目的になっております。

○委員 施設のところでお花見にみんなで行きますとか、そういうときには使わないで、ということでもいいんですね。

○サンフレンズ そういうときは、そうですね。

○委員 はい。

○会長 大丈夫ですか。ほかにはいかがでしょうか。

料金表のほうにその他料金とかはないんですけど、これはもう、もともとないということですよ。

○サンフレンズ はい、そうですね。

○会長 分かりました。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですかね。何か、結構まだ見られている方がいらっしゃるの。

○委員 この間のコロナの催しとかで、こういうふうな動きはやっぱり止まっちゃったりとかしたんですか。

○サンフレンズ 多少、やはり減っていますね。そもそも面会自体を中止にしていたりとかという時期もあったものですから、ご家族とはいえ交流を少しでも少なくするためということもあり、そうすると必然的にちょっと外出という機会自体が減ってしまったりはするので、多少そういった影響はあると思います。

○会長 はい。

磯さん、よろしいですか。

○委員 大丈夫です。

○会長 はい。

ほかにはないようでしたら、社会福祉法人サンフレンズの登録更新について、協議調ったということにさせていただきたいと思います。

( 了承 )

○会長 それでは、最後の団体になります。特定非営利活動法人ポプラの会の登録更新協議に移りたいと思います。杉並ポプラの会か。杉並ポプラの会でした。よろしく願います。

○会長 まず事務局から説明していただきますので、資料4-4のご説明を事務局から願います。

○事務局 そうでしたら、資料4-4をご覧ください。

団体名、杉並ポプラの会。所在地は方南です。代表者は記載のとおりです。運送の対象、登録会員は、8月15日現在32人です。

使用車両につきまして、福祉車両は2台、こちら団体車です。セダン車両につきましては、持込車2台です。運転協力員数は4人です。

なお、車検証、運転者の資格、損害賠償措置につきましては、事務局で確認しております。

続きまして、登録会員数の身体状況ごとの内訳について、資料Fをご覧ください。内訳につきましては、記載のとおりです。

続きまして、料金表をご覧ください。資料Iをご覧ください。初乗り料金は200円です。加算料金は170円です。その他の料金につきましては、記載のとおりです。

事務局からは以上です。

○会長 ありがとうございます。

団体から何か補足で説明などありましたら、願います。

○杉並ポプラの会 杉並ポプラの会の濱中と申します。

実は、私ども、来年の3月で福祉有償運送の業務を終了させていただきたいということで、今回更新しないと来年3月まで続けられないということで、更新をさせていただきたいということをお願いすることになりました。

7年、8年近く活動してきたんですけれども、私含めて大体70歳以上ということで、高齢化が進み、後を継いでくれる人もできていないということで、残念ながらここでやめさせていただきたいということで、今ほかの団体さんをお願いして、現在会員が32名いらっしゃるんですけれども、サービスを継続して使っていただけるような活動を今やっているというのが現状です。

以上です。

○会長 分かりました。車両は持込車両ですか。

○杉並ポプラの会 車両は、会の保有車両が2台、それから持込車両が2台、合計4台で活動しております。

○会長 分かりました。

何か、ご質問、ご意見ございますか。

○委員 来年で会を閉じるという話なんですけど、今まで利用してきた人の移転というか引き取り先みたいなものは考えていますか。

○杉並ポプラの会 実は、昨年、一昨年度から新しい利用者さんの受入れをやめておりまして、ずっと残った会員さんについて、今年度、順次他の団体さんを紹介して、継続して使用ができるようにということで、今やっているところなんですけれども、やっぱりスムーズに移すためには人の関係がつながっていたほうがいいんじゃないかということで、運転員の中にほかの団体さんでも活動しているという方がいらっしゃるの、そこをまずやっていくことで、スムーズに移行できないかなということで、今やっているところです。

○会長 団体自体は存続して、この学習支援は続けられるということですか。

○杉並ポプラの会 学習支援のほう、NPOそのものは続けてというか、現実、休眠状態なんですけれども、コロナの関係で学習支援の活動が今できていないということもあるんですけれども、まず移動サービスの事業はここで終わらせていただきたいというつもりでおります。

○会長 分かりました。

ほかには何かご質問などございますでしょうか。はい、お願いします。

○委員 ちょっと料金の確認をさせていただきたいんですけれども、今やられている料金の金額での記載を頂いているんですけども、適用方法がちょっと分からないので、教えていただけてよろしいですか。

○杉並ポプラの会 はい。初乗り料金が1キロまで200円、1キロ増すごとに170円加算というふうになっています。で、迎車回送料金、乗降介助料は、1トリップごとにお支払いいただくということです。軽介助は、実際に降りた後の介助があった場合。時間が書いていないですね。15分250円です。あと、キャンセル料については、当日のキャンセルに限って650円頂くというふうになっております。

○委員 はい。ありがとうございます。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 あと、運行管理の関係なんですけども、3月までということなのですが、そうですね、安全面は配慮いただきたいというところは変わらないので、濱中様が今運行管理の責任者となっていて……

○杉並ポプラの会 はい。

○委員 で、かつ運転士の名簿にもいらっしゃるの、セルフ点呼、もし濱中様が運転されるときは、ほかの方に点呼を取ってもらうような体制となるのですが、そのような体制はできていますかね。

○杉並ポプラの会 前日に確認を取って、明日のそれぞれの予定、行き先等の確認を取って、それで確認が取れた運行について、そのとおりにやっていただくということで。あと終わった後に、終了の連絡を頂くということでやっております。

ですから、当日、まあ、私が運行する場合がありますけれども、その業務をほかに代わってということは、今は特にはやっておりませんが。

○委員 運転される場合は、どのような体制になっているとおっしゃいましたか。

○杉並ポプラの会 私が運転する場合ですか。

○委員 はい。

○杉並ポプラの会 基本的には、ほかの運転員との連絡は前日済ませておりますので、その当日の運行前、今乗車しますとかいう連絡、それから運行が終わりましたという連絡があるんですけども、ほとんどショートメールで連絡していますので、ですから、私が運行している間はほかの人が代わってそれをやるということは特に必要がないので、やっていないというのが現状です。

○委員 なるほどですね。点呼を取る意味というのが、運転手さんの健康状態など、ちゃんと問題ないかチェックするというためのものなので、残り少ない期間ではあるんですけども、事故を起こさないための対応として、なるべくであれば、対面の点呼を取るようにしていただくと。メールは避けていただいて、できないときでも電話で必ず点呼を取っていただくなどの対応をお願いしたいんですね。

○杉並ポプラの会 はい。

○委員 なので、濱中様が運転される場合は、必ず誰か代わりの方に点呼を取ってもらうようにしてください。

○杉並ポプラの会 はい、分かりました。

○委員 自分自身だけでは体調の管理ってなかなか難しい部分もあるかもしれないので、

必ず、そうですね、ほかの人から点呼を取ってもらうことで気づけない部分もあったりするかもしれないので、必ず対面もしくは電話での点呼をお願いいたします。

○杉並ポプラの会 なるほど。

○委員 あと、前日というのも、当日急に体調が悪くなったりする可能性もなくはないので、できれば出庫前、直前に点呼を取るとするのがいいのかなと思うんですけども、なかなか難しいですか。

○杉並ポプラの会 難しいというか、当日乗車のときの連絡とかがあるんで、ですからそれで特に異常がないというふうに理解してやっているわけなんですけども、それを、メールではなくて直接、声を聞くということで確認するということが必要であれば、それは可能だと思います。

○委員 はい。そうですね。

○委員 点呼をする人が運転するときは、誰かに必ず連絡しなさいということですよ、言いたいのは。

○委員 そうです。

○委員 だから、奥さんなのか、いいのかどうか分かりませんが、メールとかそういうのは誰が打ったか分からないし、字だけだと、その人の健康状態が分からないから、そういうところでちゃんと、きちんとやってくださいということですよ。

○委員 そうですね。

○杉並ポプラの会 なるほど。

○委員 一応、運行管理の体制図のところ、代行者、政田様ですかね……

○杉並ポプラの会 はい。

○委員 代行者の方のお名前を入れていただいているので、政田様に点呼を取ってもらうという体制が一番いいのかなと思いました。

○杉並ポプラの会 なるほど、分かりました。

○委員 すみません。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 団体のお話の中で、今出たことについての質問でもよろしいですか。

○会長 はい。

○委員 はい。今回延期になっておりますけど、アルコールのチェックのときに、例えば動画でその数字を見せて顔を見せるというほうが、顔色の確認ができてよいという話もあ

るのですけれど、そういうものが可能かということ。また、運行に出る前にまず家族に体調を確認してもらう。一番そのドライバーが安全に帰ってくることを願っている家族が顔を見て、「あなた、今日大丈夫ね」というふうに確認をしてもらえば、それはそれとして、団体がそれをちゃんとそういうふうに位置づけていれば大丈夫というふうに考えてもいいんじゃないでしょうか。

○委員 なるべくであれば、団体さんの職員の中から代わりにチェックする人を選任いただいたほうが理想的かなというところなんですけれども。ご家族の方ですと、ノウハウを持ち合わせていない部分もあるかと思imasuので、どんなところをチェックすればいいのかというところをちゃんと押さえるためにも、なるべくであれば団体さんの中で選任していただいて、そういった運行管理体制を確立していただくのがいいかなと思います。

○委員 なるほど。今、なるべくと言っていたんですけど、例えば家族の方とかに集まっていただいて、そういう研修をして、あるいは団体の会員になっていただいてもいいかもしれませんけど。

○委員 そうですね。

○委員 そういうところで、一緒に地域の安全の運転のお手伝いをさせていただくという形で、そういう方たちに見ていただくのでも構わないんですか。

○委員 そうですね。代行者は、特に代行者は誰がならなくちゃいけないという決まりはないので、なるべくと使わせていただいているんですけども。

○委員 ここには代行者1人と書いてありますが、それが複数であっても、それは構わないということですね。

○委員 全然、オーケーです。ご家族の方に点呼を取ってもらうにしても、運行管理のノウハウがあるかどうかというところが重要かなと思うので、それはそういう体制でいいんですけども、ちゃんとチェックすべきところはチェックしてくださいねというところはお伝えしたいです。

○委員 家族は最後の手段だよな、やっぱりね。

○委員 そうですね。

○委員 ただ、タクシーと違うので、これらの活動は持ち込みの車両が多いのは杉並の特徴ですし、そこを生きしないと、ここでの移動の手段が確保できないというふうに私は思っていますので、今、タクシーのアプリでの予約が取れないという話が出てきたときに、大きな担い手として福祉有償は大事だと思っています。その活動の点呼のところの、も

ちろん安全の担保は大切ですが、活動の実態にそぐうような形で、事務所に寄ってという形ではないですし、皆さん出かける時間帯は同じですので、その時間帯に複数の電話をするというのは大変なことだとは思っています。ですから、認められる範囲で安全が確保できるというところが一番で、何らかの柔らかいお願いができればいいかなと、私はそんなふうに思っております。

○委員 ただ、安全の担保というのは譲れない部分ですので、人をお乗せして運ぶわけですから、そこはしっかりとやっていただきたいというのが。

○会長 それにつきましても、またその他のところでいうことで。

協議のほうに関連して、まだ何かございますでしょうか。ちょっと、今出ていました点呼のことについては、もう一度、団体に検討していただいて。

○杉並ポプラの会 分かりました。

○会長 趣旨は十分ご理解いただいていると思いますので、しっかりやっていただければと思います。

そうしましたら、ただいまご協議いただきました特定非営利活動法人杉並ポプラの会の登録更新について、協議調ったということにさせていただきたいと思います。

( 了承 )

○会長 終了するときというのは、廃業届みたいなものを出すんですか。

○委員 そうですね。一応、廃止の届出を出すようになっていますよね。

○会長 分かりました。ということですので、時期を見て。

○事務局 はい。事務局から、またお出しします。

○会長 はい。区役所からご確認いただければと思います。で、協議会にも一応あれですかね、そのために開く必要はないと思うんですけども、お知らせいただいたほうがいいんですかね。

○事務局 はい。そうですね。前にも1団体おやめになったところがあるんですが、そこは報告させていただきました。

○会長 はい、分かりました。

新規登録及び登録更新について協議いただきまして、ありがとうございました。

議題は以上なんですけども、その他として何かございますでしょうか。先ほどの件もありましたけど。

○事務局 そうですね。国土交通省の門井様から、この間、国の動きがあろうかと思いま

すので、ちょっとご説明をしていただけたらありがたいと思います。

○委員 はい、分かりました。

運行管理体制についての制度改正が、今年度予定されておるところでございまして、大きな柱としては、安全運転管理者の、道路交通法に基づく安全運転管理者の選任義務が、自家用有償旅客運送事業者さんが外れるということになります。その代わりに、道路運送法のほうで運行管理の責任者に関する責任ですとかを明確にしていくという法改正、施行規則の改正が予定されているところでございます。

簡単に言いますと、安全運転管理者と道路運送法に規定する運行管理の責任者、両方手続が必要だったのが、道路運送法のほうに一本化されるということになるんですけども、道路運送法の施行規則の改正について、パブリックコメントの募集が7月にございまして、もう締め切られているところなんですけども、その後の動きが全く、まだ、ない状況なんです。施行規則改正、当初、今年の10月1日を予定していたのですが、恐らくずれ込む可能性が高いのかなと思っております。なので、今年度の予定というのは変わらないと思うんですけども、10月1日以降に改正されるような動きなのかなというところで、すみません、ここについてはまだ確定的なことを申し上げられずに申し訳ないのですが、一応そのような状況でございます。

今まで安全運転管理者の業務として規定されていたものが、全部、運行管理の責任者に規定されることになりまして、恐らくそちらのほうで、例えばアルコールチェッカーによる飲酒の有無の確認ですとか、その他の業務が規制されてくるのかなと思います。

今はここまでです。

○会長 はい、分かりました。そうすると、改正された施行規則にのっつくと、アルコールチェックも、また、先ほどおっしゃっていた、やっぱり原則対面での点呼というのが望ましいということで、今までよりも少し厳しく徹底していくということになるんですか。

○委員 そうですね。アルコールチェッカーによるチェックというのが義務づけされるので、そこで強化されているという感じですね。

○会長 それは、まだ決まっていないのであれですけど、さっき秋山委員が言っていたような、持込車両で自宅からという場合のアルコールチェックというのはどんなふうに考えたらいいんでしょう。

○委員 そうですね、その方針もこれから示されるので、ちょっと私のほうでも案を確認次第、確認はしますけれども、自家用有償の場合ですと、本当に持込車も多数を占めてい

るところは承知しております。先ほどの団体さんですと、全部団体さんが所有されている車だったので、なるべく点呼、難しい場合は電話でということでお話はさせていただいたんですけども、おっしゃるとおり、持込車ですと、どうしても自宅から出発するという運行になると思いますので、電話点呼が基本になってくるのかなというところですね。その場合でも、例えば週に1回とか、運行管理の責任者の方と直接お会いするなどして、運転手さんの健康状態は常に把握しておく必要はあるのかなと思っております。

○会長 ちなみになんですけど、個人タクシーの方って、そこら辺の管理ってどういう。ちょっと、私の興味関心で恐縮なんですけれども、ご自分で管理するということなんですね。

○委員 ご家族の方に点呼を取ってもらうというところで、一応指導はさせていただいています。

○会長 ああ。実質的に健康で運転に適しているということを保証するだけでなく、やっぱり記録として残していくということも大事ですよ。

○委員 そうですね。

○会長 確実にそれをやりましたという記録が残っていないと、ということですよ。

○委員 そうですね。

○会長 分かりました。

○委員 ハイヤーなんかは、自分の家から直接お客様のところに向かうとかっていうケースが多いんですよ。その場合はリモート点呼をやっています。例えばLINEなんか、動画でできるじゃないですか。ああいう類いのやつでやっていて、アルコールチェッカーは各自持っています。アルコールチェックして、ちゃんと確認して、リモート点呼をやって、という形で出ています。

○長谷川会長 じゃあ、LINEで会話しながら、はあ、とかって結果を見せる。

○委員 まあ、そういうようなこと。

○会長 アルコールチェッカーも品薄だったり、高くなったりとかというのは伺っているので、台数をそろえるのも大変なのかなと思います。はい、分かりました。ありがとうございます。

ほかに、何か運行管理責任でご質問、大丈夫でしょうか。

区役所自体も何かやらなきゃいけないですよ。

○事務局 はい、7月から始めています。

○会長 うちの大学も何か始めると言っていると思う。はい、分かりました。

先ほど出ておりましたタクシー料金の改定に伴う対応というのは、まあ、はっきりしてからで。基本的には値上げの方向ということなので、2分の1超えるとかという話にはならないと思うんですけども、いずれは新しいのに合わせた料金で出していただいたほうが、資料を作っていたほうがいいかもしれないというところですかね。

○委員 あと2年、例えば、今、更新されると2年後とかとなってくると、結構長い間据置きということで、先ほどの維持というところで言ったときにどうなのかなという部分もあるんで、再度招集があるのか、ないのかなというところだったんですけど。

○事務局 以前にも、消費税が上がったときに、更新とはまた別で団体をまとめて料金改定ということがございましたので、各団体がやはり値上げという方向になった場合には、協議会にかけさせていただいてということになるかと思うんですが、それも各団体の足並みがちょっとそろわないでかけるわけにもいかないかなと思いますので、多分料金が値上がりするということはもう想定しているんですけども、団体の考え方はまだいろいろですので、杉並の場合にはまだなかなか一本化できていないというような状況かなと思います。

秋山さんから何かありますか。

○委員 そうですね。いろいろ、皆さん、ガソリンの値上げもありますし、アルコールチェッカーの配備、それも各運行車ごとというようなことになると、費用負担は大きいということはあると思います。そこをお考えいただいている、行政のお考えいただいている部分もあるというふうに伺っていますので、その回答も待っておりますし、また料金を、この値上げラッシュの中で、何もかも上がっていくこのさなかに、この私たちの活動まで上げていいのかというふうに悩んでいる団体もありますし、いや、もうやっていけないからそれは転嫁するのだというところもあるかと思えます。まだそこは皆さん迷っていらっしゃるところかなと。来年の予算を組む辺りで、さあどうだろうというふうにお考えになるのかなとまっているところです。ちょっと足並みがいつそろうのかは、様子を見ながらかなと思っております。

○会長 杉並は団体連絡会があって、横のつながりができているので、今も大体同じ料金体系でやってきていただいているので、まず団体のほうで連絡会などでご検討いただいとしたいと思います。必ずしも全部が一遍に出さなきゃいけないということもないと思うんですけども。

前回のときもそうですね。何か結局利用している方が混乱するので、できれば足並みそろえたほうがというような……

○事務局 そうですね。はい。

○会長 団体からのお話もあって、ちょっとそろえていただいたような記憶がございますので、そっちはいつ決まるんですか。もう、そろそろですか。10月、11月……。

○委員 11月ぐらい。

○委員 そうですね。

○会長 11月ですか。11月か。分かりました。はい。

ほかには何かございますか。

○事務局 秋山さんから何か。もび～るからの報告とかはよろしいですか。

○委員 私からは、介護タクシーとか、このほかにも移動サービスがあるんですけど、そこも含めて、いろいろ動きを見ておまして、今、第7波で、陽性患者・濃厚接触者の対応については、相当の装備を調べており紹介可能な事業者が幾つか出てきたので、お問い合わせに対応させていただいております。令和2年はトリップ数がかくっと下がりましたが、その後コロナのワクチン接種ための需用があり、トリップが逆に伸びた時期があったりとか、最後まとめてみれば、まずまずというようなときもありましたし、今年もそうはいいながら人は動いているというような感じかなというふうには思っています。8月、ちょっとキャンセルは出ておりましたけれど、またこの後分からないんですけどね。トータルで、補助金の額が、基準額がありますので、そこに達するかどうかを、福祉有償の団体はかなり努力していくんだらうなというふうに思っています。

○委員 杉並の中で、介護タクシーの人たちもずっと順調に伸びて、数が伸びてきていますので、そういう方たちのご協力を頂けるのは、本当に福祉有償の団体の人たちは、家族ができる程度のお手伝いですので、それ以上のケアが必要な方に関しては介護タクシーが対応してくださっているという、この地域の特徴ですので、そういう方たちもちゃんと続けていただくにはどうすればいいかなということを考えていけるといいなと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

○事務局 次回の運営協議会ですけれども、2団体の更新の協議を予定しております。12月から1月ぐらいを予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○会長 分かりました。

ほかにはよろしいでしょうか。

○会長 それでは、これをもちまして、令和4年度第1回杉並区福祉有償運送運営協議会を  
終わりとさせていただきます。関連なご議論、ありがとうございました。

## 令和4年度 第1回 杉並区福祉有償運送運営協議会次第

### 1 開会

保健福祉部長挨拶

委員・事務局紹介（自己紹介）

### 2 議題

- (1) 杉並区の福祉有償運送の必要性について（事務局）
  - ・杉並区における移動困難者の状況について 資料3
  - ・令和3年度福祉有償運送活動状況報告 資料5
- (2) 福祉有償運送事業者新規登録協議について（特定非営利活動法人 NPOケア杉並）
  - ・事業者概要 資料4-1（事務局）
  - ・補足説明・質疑応答
- (3) 福祉有償運送事業者登録更新協議について（特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並）
  - ・事業者概要 資料4-2（事務局）
  - ・補足説明・質疑応答
- (4) 福祉有償運送事業者登録更新協議について（社会福祉法人 サンフレンズ）
  - ・事業者概要 資料4-3（事務局）
  - ・補足説明・質疑応答
- (5) 福祉有償運送事業者登録更新協議について（特定非営利活動法人 ポプラの会）
  - ・事業者概要 資料4-4（事務局）
  - ・補足説明・質疑応答

### 3 その他

#### [資料]

資料1 杉並区福祉有償運送運営協議会委員名簿（令和4年8月30日付）

資料2 杉並区福祉有償運送運営協議会設置要綱

資料3 杉並区における移動困難者の状況

資料4 登録更新団体資料

【新規】特定非営利活動法人 NPOケア杉並 (4-1)

【更新】特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並 (4-2)

【更新】社会福祉法人 サンフレンズ (4-3)

【更新】特定非営利活動法人 杉並ポプラの会 (4-4)

資料5 令和3年度福祉有償運送活動実績

※下線は本日配付資料

## 杉並区福祉有償運送運営協議会委員名簿

役職	氏名	所属等
委員	磯 史洋	キャピタルオート株式会社 取締役副社長
委員	尾田 謙二	都市整備部交通施策担当課長
委員	河合 義人	保健福祉部高齢者施策課長
委員	<u>清家 裕之</u>	関東運輸局 東京運輸支局 首席運輸企画専門官
委員	高橋 博	杉並区身体障害者協会 代表
副会長	白井 教之	保健福祉部管理課長
委員	直井 幸男	全国自動車交通労働組合東京地方連合会 書記長
会長	長谷川 万由美	宇都宮大学 共同教育学部 社会福祉学 教授
委員	<u>秋山 糸織</u>	特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並 理事長
委員	森永 理恵	居宅介護支援事業所 青い鳥 主任介護支援専門員
委員	山田 恵理子	保健福祉部障害者施策課長
委員	吉田 正幸	杉並交通株式会社 代表取締役社長

五十音順・敬称略 下線は新委員  
(任期：令和5年3月31日まで)

# 杉並区福祉有償運送運営協議会設置要綱

平成17年5月19日

杉並第10179号

改正 平成19年3月19日杉並第84245号

平成19年3月19日杉並第84257号

平成26年2月24日杉並第60239号

平成27年11月12日杉並第42213号

(目的)

第1条 杉並区(以下「区」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。)及び「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日付国自旅第145号)の規定に基づき、移動制約者を対象とした福祉有償運送の適正な運営の確保を図るため杉並区福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関すること。
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関すること。
- (3) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる者(以下「委員」という。)をもって構成する。

- 2 委員は、前条に掲げる全ての協議に関与する。ただし、区内福祉有償運送団体の代表は、自らの団体に対する前条に規定する議事の決定には関与しない。
- 3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の中から互選する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集し、委員の半数以上の出席をもって成立する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、その意見又は説明を聴き、若しくは必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、公開とする。ただし、協議会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部管理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月19日から施行する。

附 則(平成27年11月12日杉並第42213号)

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

杉並区福祉有償運送運営協議会委員

関東運輸局東京運輸支局長の指名する職員	1名
公共交通に関する学識経験者	2名以内
福祉有償運送の利用が想定される区民の代表	2名以内
区内一般旅客自動車運送事業者	1名
一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表	1名
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表	1名
区内福祉有償運送団体の代表	2名以内
区長の指名する関係課長	4名以内

## 杉並区における移動困難者の状況

～福祉有償運送の必要性について～

## 1 移動困難者数の推計(移動サービスの需要)

令和3年度末の移動困難者数について、要介護認定及び障害認定をもとに推計を行ったところ、移動困難者の推計値は34,249人で、総人口に占める割合は6.0%であった。令和2年度と比較すると、令和3年度の移動困難者数は微増している。

## R3年度移動困難者数推計

	福祉車両を必要とする人	セダン車でも可の人	移動困難者(合計)
介護認定者数	要介護3以上 (施設入所者を除く)	要支援・要介護1・2	
	5,910人	16,993人	22,903人
身体障害者 (65歳未満)	肢体不自由・内部障害 1～3級	肢体不自由・内部障害 1～3級以外 視覚障害等	
	2,546人	1,591人	4,137人
知的障害者		愛の手帳所持者 (施設入所者を除く)	
		2,536人	2,536人
精神障害者		精神保健福祉手帳 1～3級	
		4,673人	4,673人
合計	8,456人	25,793人	34,249人
(総人口に占める割合)	1.5%	4.5%	6.0%

(参考 令和2年度)

合計	8,325人	25,860人	34,185人
(総人口に占める割合)	1.5%	4.5%	6.0%

(参考 平成31年度)

合計	7,922人	25,729人	33,651人
(総人口に占める割合)	1.4%	4.5%	5.8%

## 2 移動サービス供給量の推計

令和3年度の区内の移動サービスの総供給量に占める割合は、福祉車両を中心とした個別輸送が14.0%、福祉有償運送が14.3%、福祉タクシー券を利用した輸送が71.7%となっている。供給量の約7割が福祉タクシー券の利用を占めており、残り約3割を個別輸送と福祉有償運送が担っている。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、平成31年度から令和2年度は全体的に減少傾向であったが、令和3年度は増加している。

### 移動サービス供給量

種別	No.	輸送の種類	R3年度		備 考	(参考)2年度		(参考)31年度	
			供給量(件)	総供給量に占める割合		供給量(件)	総供給量に占める割合	供給量(件)	総供給量に占める割合
福祉車両を中心とした個別輸送	①	福祉ハイヤー	564	0.3%	R3年度、外出支援相談センターにおいて実施した「移動サービス供給量調査結果」より。	372	0.2%	372	0.2%
	②	患者等輸送限定(介護タクシー)	13,449	7.4%	R3年度 車いす券 12,824件 R3年度 ストレッチャー券 625件	12,248	7.3%	15,202	7.7%
	③	患者等輸送限定(訪問介護事業者)	11,532	6.3%	R3年度、外出支援相談センターにおいて実施した「移動サービス供給量調査結果」より。	12,120	7.3%	12,120	6.1%
	小計		25,545	14.0%		24,740	14.8%	27,694	14.0%
福祉有償運送	④	福祉有償運送(地域型)	22,543	12.4%	※R3年度 団体分(一部セダン車を含む)の実績	20,518	12.3%	28,102	14.2%
		福祉有償運送(施設型)	3,570	2.0%	※R3年度 団体分(一部セダン車を含む)の実績	2,301	1.4%	2,211	1.1%
	小計		26,113	14.3%		22,819	13.7%	30,313	15.3%
よる福祉タクシー券に	⑤	法4条・一般乗用一般タクシー	130,620	71.7%	※福祉タクシー券利用状況から1回2,000円と想定して推計(R3年度)	119,345	71.5%	139,645	70.7%
					・延受給者 6,203人 ・支払額2億6,124万円(一人平均 4.21万円利用)				
総供給量			182,278			166,904		197,652	

## 3 移動サービス年間利用の推計

移動困難者1人あたりの移動サービス年間利用回数は、移動サービス供給量を移動困難者数で除すと約5.3回となる。1回の外出には、通常、往復の利用が必要であるため、サービスを利用しての外出は年間2～3回と推測できる。

移動困難者数は増加しており、移動困難者の外出機会を増やすために、民間タクシー事業者や介護事業者等とあわせ、福祉有償運送によるサービス供給をさらに充実させることが求められる。

	サービス供給量 (回) (A)	移動困難者 (人) (B)	利用回数 (A) ÷ (B)
平成30年度	211,835	32,736	6.5
平成31年度	197,652	33,651	5.9
令和2年度	166,904	34,185	4.9
令和3年度	182,278	34,249	5.3

## 杉並区福祉有償運送運営協議会 団体要件確認表（新規）

No.	項目		団体の状態	添付資料	備考
1	運送主体	団体名	特定非営利活動法人 在宅ケア・セラビ	A 自家用有償旅客運送の 登録の申請 (様式第2-1号)	運送の区域 発着のいずれかは杉並区内
		所在地	杉並区方南2丁目23番6号 林ビル202	B 定款 役員名簿 C 車両運行規定 D 登記事項証明	
		代表者	川島 昭正	E 宣誓書(様式第3号) (欠格事由に該当しない旨 を証する書類)	
2	運送の対象		登録会員 44人 (令和4年6月30日現在)	F 旅客の名簿(参考様式八号) 身体状況等・態様ごとの会員数	
3	使用車両	福祉車両	1台	G 自動車登録簿(参考様式第1号)	・車検証(写) ※事務局確認済
		セダン型車両	0台		
4	運転者	運転協力員数	2人	H (様式第4号) 運転者就任承諾書兼 就任予定運転者名簿	・免許証(写) ・運転者講習修了証(写) ・運転者台帳(写) ・運転者証(写) ※事務局確認済
		普通第二種 免許所持者数	0人		
5	損害賠償措置		対人: 8,000万以上 対物: 200万以上		・任意保険証(写) ※事務局確認済
6	運送の対価		【利用者負担額】 初乗り 210円 以降1km毎 170円加算 迎車料 300円 乗降介助料 200円 軽介助料 250円 待機料金 250円 当日キャンセル料 1,000円	I 料金表	
7	運行管理	責任者	J (様式第6号) 運行管理の責任者 就任承諾書		
		体制	K (様式第7号) 運行管理の体制等を記載した書類		
8	その他	収支状況	L 前年度決算書・現年度予算書		
		活動実績	M 活動実績報告書		
		車両の表示	自動車の両側面に「運送者の名称」、「有償運送車両」の文字、「登録番号」を記載した標章を表示する。		
		自動車内の掲示	・運転者の写真をはり付けた運転者証(参考様式第1号)、料金に関する事項を旅客がみやすいよう 自動車内に掲示する。 ・登録証の写しを自動車内に常備する。		
		現在の登録有効期間			

\*団体要件確認表及び添付資料は団体に帰属するものですので、協議後に回収させていただきます。  
取扱いには、十分なお注意をお願いします。

## 杉並区福祉有償運送運営協議会 団体要件確認表（更新）

No.	項目		団体の状態	添付資料	備考
1	運送主体	団体名	特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並	A 自家用有償旅客運送の 更新登録の申請 (様式第2-2号)	運送の区域 発着のいずれかは杉並区内
		所在地	杉並区荻窪5丁目18番11号 サ ニーシティ荻窪103	B 定款 役員名簿 C 車両運行規定 D 登記事項証明	
		代表者	理事長 樋口 蓉子	E 宣誓書(様式第3号) (欠格事由に該当しない旨 を証する書類)	
2	運送の対象		登録会員 273人 (令和4年6月30日現在)	F 旅客の名簿(参考様式八号) 身体状況等・態様ごとの会員数	
3	使用車両	福祉車両	5台	G 自動車登録簿(参考様式第1号)	・車検証(写) ※事務局確認済
		セダン型車両	13台		
4	運転者	運転協力員数	22人	H (様式第4号) 運転者就任承諾書兼 就任予定運転者名簿	・免許証(写) ・運転者講習修了証(写) ※事務局確認済
		普通第二種 免許所持者数	3人		
5	損害賠償措置		対人: 8,000万以上 対物: 200万以上		・任意保険証(写) ※事務局確認済
6	運送の対価		【利用者負担額】 初乗り 205円 以降1km毎 171円加算 迎車料 315円 乗降介助料 210円 軽介助料 262円 待機料金 158円 当日キャンセル料 650円	I 料金表	
7	運行管理	責任者	J (様式第6号) 運行管理の責任者 就任承諾書		
		体制	K (様式第7号) 運行管理の体制等を記載した書類		
8	その他	収支状況	L 前年度決算書・現年度予算書		
		活動実績	M 活動実績報告書		
		車両の表示	自動車の両側面に「運送者の名称」、「有償運送車両」の文字、「登録番号」を記載した標章を表示する。		
		自動車内の掲示	・運転者の写真をはり付けた運転者証(参考様式第1号)、料金に関する事項を旅客がみやすいよう 自動車内に掲示する。 ・登録証の写しを自動車内に常備する。		
		現在の登録有効期間	令和2年1月12日～令和5年1月11日		

\*団体要件確認表及び添付資料は団体に帰属するものですので、協議後に回収させていただきます。  
取扱いには、十分なお注意をお願いします。

## 杉並区福祉有償運送運営協議会 団体要件確認表（更新）

No.	項目		団体の状態	添付資料	備考
1	運送主体	団体名	社会福祉法人 サンフレンズ	A 自家用有償旅客運送の更新登録の申請（様式第2-2号）	運送の区域 発着のいずれかは杉並区内
		所在地	杉並区上井草三丁目33番10号	B 定款 役員名簿 C 車両運行規定 D 登記事項証明	
		代表者	理事長 土屋 俊彦	E 宣誓書（様式第3号） （欠格事由に該当しない旨を証する書類）	
		運送の対象	登録会員 30人 （令和4年8月1日現在）	F 旅客の名簿（参考様式八号） 身体状況等・態様ごとの会員数	
3	使用車両	福祉車両	5台	G 自動車登録簿（参考様式第1号）	・車検証（写） ※事務局確認済
		セダン型車両	0台		
4	運転者	運転協力員数	5人	H（様式第4号） 運転者就任承諾書兼 就任予定運転者名簿	・免許証（写） ・運転者講習修了証（写） ※事務局確認済
		普通第二種免許所持者数	0人		
5	損害賠償措置		対人：8,000万以上 対物：200万以上		・任意保険証（写） ※事務局確認済
6	運送の対価		【利用者負担額】 初乗り 200円 以降1km毎 170円	I 料金表	
7	運行管理	責任者	J（様式第6号） 運行管理の責任者 就任承諾書		
		体制	K（様式第7号） 運行管理の体制等を記載した書類		
8	その他	収支状況	L 前年度決算書・現年度予算書		
		活動実績	M 活動実績報告書		
		車両の表示	自動車の両側面に「運送者の名称」、「有償運送車両」の文字、「登録番号」を記載した標章を表示する。		
		自動車内の掲示	・運転者の写真をはり付けた運転者証（参考様式第10号）、料金に関する事項を旅客がみやすいよう自動車内に掲示する。 ・登録証の写しを自動車内に常備する。		
		現在の登録有効期間	令和2年10月13日～令和4年10月12日		

\*団体要件確認表及び添付資料は団体に帰属するものですので、協議後に回収させていただきます。  
取扱いには、十分なご注意をお願いします。

## 杉並区福祉有償運送運営協議会 団体要件確認表（更新）

No.	項目		団体の状態	添付資料	備考
1	運送主体	団体名	特定非営利活動法人 杉並ボラの会	A 自家用有償旅客運送の 更新登録の申請 (様式第2-2号)	運送の区域 発着のいずれかは杉並区内
		所在地	杉並区方南1丁目11番6号	B 定款 役員名簿 C 車両運行規定 D 登記事項証明	
		代表者	理事長 秋田 豊	E 宣誓書(様式第3号) (欠格事由に該当しない旨 を証する書類)	
2	運送の対象		登録会員 32人 (令和4年8月15日現在)	F 旅客の名簿(参考様式八号) 身体状況等・態様ごとの会員数	
3	使用車両	福祉車両	2台	G 自動車登録簿(参考様式第1号)	・車検証(写) ※事務局確認済
		セダン型車両	2台		
4	運転者	運転協力員数	4人	H (様式第4号) 運転者就任承諾書兼 就任予定運転者名簿	・免許証(写) ・運転者講習修了証(写) ※事務局確認済
		普通第二種 免許所持者数	0人		
5	損害賠償措置		対人: 8,000万以上 対物: 200万以上		・任意保険証(写) ※事務局確認済
6	運送の対価		【利用者負担額】 初乗り 200円 以降1km毎 170円 迎車料 300円 乗降介助料 200円 軽介助料 250円 待機料金 0円 当日キャンセル料 650円	I 料金表	
7	運行管理	責任者	J (様式第6号) 運行管理の責任者 就任承諾書		
		体制	K (様式第7号) 運行管理の体制等を記載した書類		
8	その他	収支状況	L 前年度決算書・現年度予算書		
		活動実績	M 活動実績報告書		
		車両の表示	自動車の両側面に「運送者の名称」、「有償運送車両」の文字、「登録番号」を記載した標章を表示する。		
		自動車内の掲示	・運転者の写真をはり付けた運転者証(参考様式第1号)、料金に関する事項を旅客がみやすいよう 自動車内に掲示する。 ・登録証の写しを自動車内に常備する。		
		現在の登録有効期間	令和元年12月9日から令和4年12月8日		

\*団体要件確認表及び添付資料は団体に帰属するものですので、協議後に回収させていただきます。  
取扱いには、十分なお注意をお願いします。

令和3年度 福祉有償運送活動状況

資料5

項 目		特定非営利活動法人 おでかけサービス 杉並	特定非営利活動法人 杉並移送サービス	特定非営利活動法人 杉並*アアの会	特定非営利活動法人 一期の会	特定非営利活動法人 あんさんぶる	地域型小計	社会福祉法人 杉樹会(※)	社会福祉法人 いたるセンター	社会福祉法人 サンフレンズ	施設型小計	総計	
利用会員の状況	登録会員	総数(人)	286	240	43	92	48	709	135	587	37	759	1468
		うち区民(人)	283	230	43	92	44	692	134	552	37	723	1415
		うち区民以外(人)	3	10	0	0	4	17	1	35	0	36	53
		区民率(%)	98.9	95.8	100.0	100.0	91.6	97.6	99.2	94.0	100.0	95.2	96.3
	移動制約者等の内訳	要支援・要介護(人)	180	194	20	45	0	439	122	0	37	159	598
		障害者手帳所持者(人)	79	46	19	31	48	223	13	587	0	600	823
		その他(人)	27	0	4	16	0	47	0	0	0	0	47
運転協力員の状況	総数(人)	22	18	4	10	4	58	18	4	5	27	85	
	うち2種免取得者(人)	3	3	0	1	0	7	3	0	0	3	10	
活動実績	稼働日数(日)		360	365	346	322	190	1583	326	246	26	598	2,181
	運送回数	総数(回)	5,782	11,585	1,321	3,346	509	22,543	2,952	571	47	3,570	26,113
		うち2名相乗り(回)	0	0	0	3	0	3	0	84	0	84	87
		うち3名相乗り(回)	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9	9
	運送人員(人)		5,782	11,585	1,321	617	322	19,627	2,952	673	47	3,672	23,299
	運送の対価(円)		6,408,414	11,186,505	1,049,500	3,413,835	803,520	22,861,774	2,622,880	333,450	36,600	2,992,930	25,854,704
	その他の対価(円)		3,466,117	7,004,225	706,750	1,805,490	110,250	13,092,832	1,911,670	0	0	1,911,670	15,004,502
走行キロ(Km)		36,541	63,055	5,496.0	17,955	3,143.0	126,190	13,615.8	4,251	185.1	18,052	144,242	
事故発生件数(件)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
要望受付件数(件)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※杉樹会は地域型としても活動している。